

無線従事者制度の在り方検討作業班（第3回）

漁船漁業における無線通信の現状について

令和8年10月29日

（一社）大日本水産会

漁船における無線通信の現状

・漁業は沿岸漁業～遠洋漁業まで幅広く無線通信を行っている。

- ①沿岸漁業 : 20トン未満の小型船舶による日帰り操業が主、GMDSS非適用。VHFが届けば良い。
- ②沖合漁業 : GMDSS非適用。中短波にて陸船間を通信。EEZ内で広く操業が行われているイメージ。A2水域(～150マイル)であればGMDSS対応の通信長は不要。
- ③沖合・遠洋漁業 : EEZも含むが、公海や他国EEZに出向く漁船。1航海で10ヶ月航海になる、遠洋まぐろ延縄漁船などを含む。多くの場合、A2水域外であるため、GMDSS対応設備・通信長が必要。衛星通信を行い、インマルサットやイリジウムを用いて通信する。なお、遠洋漁業でもトロール漁船などは極海域に出向くものもある。

* 漁業種類ごとに操業する海域がことなるため、必要な(用いる)電波帯が異なっている。
我が国の漁船約10万9,000隻(参考:令和5年漁業センサス)。
そのうち沖合・遠洋に出向く漁船は約1,100隻。

モールス通信について

・沖合漁業や遠洋漁業

GMDSS設備を搭載しながらも、船間の通信を目的としてモールスを使用する場合あり。

→ 遠洋まぐろ延縄漁船の一部(約40隻)。

第2回の検討作業班にて他団体より言及あった「みなしGMDSS」に関係する。

みなしGMDSS制度においては、定時連絡(QRY)を行うことにより、安全体制を確保している。

→ 漁業界においては通信長についても世代交代をはかるべく、海技士(電子通信)の資格取得を奨励しているところ。

資格の統廃合について①

- ・現状を鑑みるに、必要な電波従事者資格が限られている。

沿岸～遠洋漁業にて必要とされる主な従事者資格については下記の通り。

第三級海上無線通信士	: GMDSS対応	→三級海技士(電子通信)
第四級海上無線通信士	: 漁船の無線電話の船舶局	
第一級海上特殊無線技士	: GMDSS対応	→四級海技士(電子通信)
第二級海上特殊無線技士	: 漁船の船舶局	
第三級海上特殊無線技士	: 沿岸漁船	
レーダー級海上特殊無線技士	: 船舶のレーダー	

*** 上位級から順にGMDSS対応になっている訳でもない。
(＝第四級海上無線通信士)**

*** 操業期間が長く、陸上にて講習を受ける機会も多くない。
そのため、国際条約で求められる最低限の従事者資格を取得の上で、
海技免状(電子通信)を取得し、船舶職員となっている。**

資格の統廃合について②

- ・前述した資格があれば良いのであるが、講習の機会が少ないように思われる。

→養成課程を増やして頂きたい。

SECOJ、日本無線協会などに実施していただいている。

→他方で、水産高校においては無線通信を行う学科が減っている。

- ・国家試験に合格すれば、無線従事者資格を取得できるが・・・。

- ・統廃合すると言っても、より上位の資格体系に統合されると、なかなか難しい。

→極論すれば、沖合 & 遠洋漁業はGMDSS対応が、沿岸漁業は今の資格があれば良い。

その他の意見

- ・船舶局無線従事者証明(新規訓練)

- 開催頻度を増やして貰いたい。あるいはオンデマンド。
定員に達した場合は対処のしようがない。

- ・実態に応じた通信技術に絞る。

- 実際の船舶で使用する設備や業務内容に沿った講習や国家試験制度とならないか。
(国際条約で求められている能力の場合は、やむなし。)

- *ただし、下位資格が上位資格に統合された結果、資格取得の難易度が高まることは・・・。

- ・オールインワンによる資格取得の可能性

- 漁船の通信長(GMDSS対応)が必要な取得は下記の通り。
それぞれについて取得して行かなければ辿り着かないため、時間と労力を要す。

- ① 第一級海上特殊無線技士



- ② 船舶局無線従事者証明



- ③ 乗船履歴6月 または 海技免状(航海)取得



- ④ 海技試験(電子通信) * 海技免状(航海)取得時は学科試験免除。